



福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、閣僚会議<sup>1</sup>を2024年12月に設置しました。

本会議の下、2025年5月に基本方針<sup>2</sup>を決定し、また、2025年8月にロードマップ<sup>3</sup>を決定しました。

基本方針では、復興再生利用の推進、復興再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション、県外最終処分に向けた取組の推進の3本柱について、政府一丸となって取り組むための方針が示されています。

ロードマップでは、基本方針を着実に実行するため、政府一丸となって当面5年程度で主として取り組む事項が取りまとめられています。

また、県外最終処分に向けた取組を段階的かつ確実に実施できるよう、本閣僚会議を年に1回程度開催し、進捗状況を継続的に確認することとしています。

1. 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saisei\\_riyou/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saisei_riyou/index.html)

2. 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saisei\\_riyou/pdf/kihon\\_houshin.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saisei_riyou/pdf/kihon_houshin.pdf)

3. 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saisei\\_riyou/pdf/kihon\\_houshin\\_roadmap.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saisei_riyou/pdf/kihon_houshin_roadmap.pdf)